

生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定による特定生産緑地の指定について

【意見聴取 1 関係】

1 特定生産緑地制度について

特定生産緑地制度とは、指定から30年経過する生産緑地について買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度である。

2 特定生産緑地に指定する地区数及び面積

地区数	685地区
面積	約141.08ha

3 特定生産緑地指定に向けた主な経緯

令和2年	7月	所有者宛てに特定生産緑地の指定に係る関係書類を送付
令和2年	7月～8月	特定生産緑地制度説明会の開催
令和2年	8月～9月	特定生産緑地制度個別相談会の開催
令和2年	8月～10月	特定生産緑地の指定に係る関係書類の受領
令和3年	3月	都市計画審議会における意見聴取
令和3年	3月	指定告示及び所有者等へ通知